

令和7年9月2日	資料 1 - 2
第5回匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の 提供に関する専門委員会	

障害福祉DBの利用に関するガイドライン（案）の 追加論点について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan
Children and Families Agency, Government of Japan

目次

障害福祉DBガイドライン（案）について、先行するNDBや介護DBのガイドラインを基に、障害福祉独自の留意点等を加味して作成を進めており、第1回専門委員会及び第2回専門委員会にてご確認いただいた。

本委員会では、令和6年11月に公開されたNDBガイドライン第3版における変更点の反映の他、記載の不備の訂正、また、第2回専門委員会において議論があった箇所の修正案についてお諮りしたい。

- NDBガイドライン改定における変更点の反映について（案）
- その他の変更について（案）
 - ・ 公表物の満たすべき基準（年齢区分）に関する記載の訂正（案）
 - ・ 受付可能な提出書類等の媒体・形式に関する記載の修正（案）

- NDBガイドライン改定における変更点の反映について（案）

NDBガイドライン改定における変更点の反映について（案）

NDBは、令和6年11月にガイドライン改正を行い、ガイドライン第3版を発行した。本改正では、利用者からの問合せ実績等を踏まえた運用の明確化や、可読性向上のため重複する記載の整理等が行われた。

NDBガイドライン第3版における下記の変更点を、障害福祉DBガイドラインに反映してよいか。

◆ 成果の公表に係る変更

- 成果の公表に係る注意事項の明確化
- 公表前確認に係る記載を整理し、公表前確認を怠った場合に不適切利用の対象となることを明記
- 提供者が利用者に対し原則と異なるマスキングを求める場合に行うべき事項を記載

◆ 用語の追加

- データを取扱う区域の呼称の明確化
- データに関する用語の明確化

◆ 提供申出者に関する記載の変更

- 提供申出者の範囲に関する記載の変更
- 手続に関する変更

◆ データの利用期間および手続の明確化

- 倫理審査が不要な場合の明確化

◆ 審査の要否に関する変更

- 利用期間延長の届出を繰り返す場合の取扱いの変更

(参考) NDB第3版での主な改定内容 (NDB専門委員会資料より抜粋)

NDBの利用に関するガイドラインの改正 (概要)

趣旨

NDBについては、利便性・価値向上を図っていくため、二次利用ポータル及び医療・介護データ等解析基盤(HIC)を用いた提供の開始、死亡情報などの収載情報の追加などの取り組みを順次進めており、利用に関するガイドラインの必要な見直しを行う。

主な改正内容

- ① 二次利用ポータルを用いた申出手続開始への対応 (11月末から順次対応予定)
 - ・ 二次利用ポータルに係る記載を追加する。
 - ・ 書類提出を二次利用ポータルにおいて行えるよう修正する。
 - ・ 二次利用ポータル上の入力や審査を容易にするため、提供申出書類における研究計画等の項目を整理する。
- ② HICによるデータ提供の拡充への対応 (11月末から順次対応予定)
 - ・ 通年パネルデータセット、NDB-β、リモート用全量NDBに係る記載を追加する。
 - ・ 承諾後の迅速なデータ提供を可能とするため、承諾後の提出を求めている書類について、提供申出時に提出するよう変更する。
- ③ 手数料体系変更の反映 (11月1日施行予定)
 - ・ 政令改正による手数料体系変更を反映して、減免対象や積算方法等に係る記載を修正する。
- ④ 公表物の満たすべき基準の修正・追記
 - ・ 規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)に基づくオープンデータのマスキングルール変更を踏まえ、医療機関数3未満の場合のマスキングの記載を修正する。
 - ・ 死亡情報の収載にあたって、第21回専門委員会の審議内容を踏まえ、死亡情報の公表に係る最小集計単位の原則の記載を追加する。
- ⑤ 成果の公表に係る注意喚起の追加
 - ・ 成果の公表に係る注意事項を明確化する。
 - ・ NDBデータの利用場所において公表前確認の徹底を促す注意喚起用の書類の掲示を求めることを追加する。
 - ・ 公表前確認に係る記載を整理し、不適切利用の対象となることを強調する。
- ⑥ その他
 - ・ 利用者からの質問の頻度が高い運用を明確化するなど、利用者の利便性向上のための見直しを行う。

成果の公表に係る変更（1/2）

成果の公表に係る注意事項の明確化

新	旧（第2回専門委員会版）
第3 障害福祉DBデータの提供申出手続 （7）成果の公表予定 障害福祉DBデータの提供を受けた場合、・・・公表内容、公表予定時期について具体的に記載すること。 なお、何らかの理由により研究成果を公表できなかった場合、本ガイドライン「第7の4 研究成果が公表できない場合の取扱い」に沿った手続きをすること。また、研究の状況により、公表先や公表時期を変更する場合、変更に係る手続きを行うこと。	第3 障害福祉DBデータの提供申出手続 （7）成果の公表予定 障害福祉DBデータの提供を受けた場合、・・・公表内容、公表予定時期について可能な限り具体的に記載すること。

公表前確認に係る記載を整理し、公表前確認を怠った場合に不適切利用の対象となることを明記

第7 研究成果等の公表 1 研究成果の公表 公表前に、公表予定の研究成果（最終生成物）を提供者へ報告し、確認・承認を求めること（以下「 公表前確認 」という。）。 生成物は、提供者による公表前確認で承認を得たものを除き、 取扱者以外に公表することを禁ずる 。従って、研究の成果を広く一般に公表する過程の中で、取扱者以外の者に研究の途中経過を見せる場合（例えば、論文の校正や査読、学会抄録の演題登録、班会議・社内・学内での報告等）も、あらかじめ公表前確認をすること。また、 取扱者 による利用であっても、利用場所の外に生成物を持ち出す場合にはあらかじめ公表前確認をすること。これらに違反した場合、障害福祉DBデータの不適切利用に該当し、第9の2の別表の③、⑦もしくは⑧の対象となる。	第7 研究成果等の公表 1 研究成果の公表 利用者は、障害福祉DBデータによる研究成果を、提供申出書に記載した公表時期、方法に基づき公表すること。公表前に、公表予定の研究成果を提供者へ報告し、確認・承認を求めること（以下「 公表物確認 」という。）。 ・・・研究の成果を広く一般に公表する過程の中で、取扱者以外の者に研究の途中経過を見せる場合（例えば、論文の校正・査読、班会議、学会抄録、社内・学内での報告等）も、あらかじめ公表物確認をする必要がある。
--	--

注）ガイドライン第9の2の「別表」は次のページに掲載している。

(参考) 不適切利用への対応

ガイドライン第9の2の「別表」は以下の通り。

違反行為	措置内容
① 特定の個人を識別するために、障害者総合支援法施行規則第XXのXX【省令改正後に確定】及び児童福祉法施行規則第XXのXX【省令改正後に確定】に基づく基準に従い削除された記述等若しくは障害福祉DBデータの作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該障害福祉DBデータを他の情報と照合を行った場合	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
② 利用期間の最終日までに障害福祉DBデータの返却並びに障害福祉DBデータ等の消去（以下「返却等」という。）を行わない場合	返却等を行う日までの間及び返却等を行った日から返却等を遅延した期間に相当する日数の間、障害福祉DBデータの提供禁止
③ 障害福祉DBデータ等を提供申出書の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用すること等により、セキュリティ上の危険に曝した場合	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
④ 障害福祉DBデータ等又は利用端末を紛失した場合	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
⑤ 障害福祉DBデータ等の内容を漏洩した場合	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月又は無期限の利用停止・提供禁止
⑥ 事前に承諾された目的以外への利用を行った場合（事前に承諾された公表形式以外での成果物の公表を行った場合及び提供申出書や別添に記載されていないデータ項目や集団を使った分析を実施した場合を含む。）	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月又は無期限の利用停止・提供禁止 ※当該不適切利用により、利用者、取扱者又はこれらと関係する者が不当な利益を得た場合には、利用者及び取扱者はその利益相当額を国に支払うことを約する。
⑦ 公表前確認で承認を得ずに障害福祉DBデータ等を取扱者以外に閲覧させた場合	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
⑧ その他、本規約に違反した場合又は法令違反等の国民の信頼を損なう行為を行った場合	行為の態様によって上記①から⑦に準じた措置

（出所）資料1-1「匿名障害福祉等関連情報・匿名障害児福祉等関連情報データベース（障害福祉DB）の利用に関するガイドライン（案）第1版」，別表，第9 障害福祉DBデータの不適切利用への対応，2 契約違反と措置内容，pp.28-29

成果の公表に係る変更（2/2）

提供者が利用者に対し原則と異なるマスキングを求める場合に行うべき事項を記載

新	旧（第2回専門委員会版）
第7 研究成果等の公表 1 研究成果の公表 提供者は、個人情報保護の観点から2の「公表物の満たすべき基準」の公表形式の基準を満たしているかを確認（必要に応じて専門委員会の委員が確認を行う）し、承認する。なお、提供者が公表物の満たすべき基準の原則と異なるマスキングを求める場合は、公表前確認において利用者にその理由を説明するとともに、障害福祉DB第三者提供のホームページ等で公表する承諾一覧において、マスキングを行った事実及びその理由を公表する。	第7 研究成果等の公表 1 研究成果の公表 提供者は、個人情報保護の観点から2の「研究の成果の公表にあたっての留意点」の公表形式の基準を満たしているかを確認（必要に応じて専門委員会の委員が確認を行う。）し、承認する。

用語の追加（1/2）

データを取扱う区域の呼称の明確化

新	旧（第2回専門委員会版）
第2 用語の定義	第2 用語の定義
16 利用場所、保管場所、取扱区域 本ガイドラインにおいて「利用場所」とは、障害福祉DBデータの参照及び解析が可能な場所をいう。「保管場所」とは、サーバー室やHDDの保管場所等、障害福祉DBデータを物理的に保存する場所をいう。利用場所及び保管場所をあわせて「取扱区域」という。取扱区域は国内に限る。	－
第3 障害福祉DBデータの提供申出手続 5 提供申出書の記載事項（4）研究計画	第3 障害福祉DBデータの提供申出手続 5 提供申出書の記載事項（4）研究計画
⑨ 障害福祉DBデータの 取扱区域 障害福祉DBデータの取扱区域 を、利用場所及び保管場所にわけて記載すること。外部委託を行う場合に、取扱区域が委託先となる場合は、その委託先における取扱区域について記載すること。取扱区域はいずれかの提供申出者の施設内であること。	⑨ 障害福祉DBデータの 利用場所及び保管場所 障害福祉DBデータを実際に利用・保管する場所（国内に限る。） を記載する。利用場所は、いずれかの提供申出者の施設内であることとする。・・・ 外部委託を行う場合に、利用場所又は保管場所が委託先となる場合は、その委託先における利用又は保管場所の内容を記載する。
第6 障害福祉DBデータ利用上の安全管理措置等 2 安全管理措置（3）物理的な安全管理措置	第6 障害福祉DBデータ利用上の安全管理措置等 2 安全管理措置（3）物理的な安全管理措置
i) 取扱区域 を特定し、立ち入りの管理及び制限するための措置を講じること。 ・ 取扱区域 を明示し、許可された者以外無断で立ち入ることが出来ないよう、施錠等の対策を講ずること。 ・ 取扱区域 への入退管理を実施すること。入退室の記録を定期的にチェックし、その妥当性を確認すること。記録は利用終了後少なくとも1年は保管すること。	i) 障害福祉DBデータを取り扱う区域 を特定すること（ 国内に限る。 ）。特定された区域への立ち入りの管理及び制限するための措置を講じること。 ・ 障害福祉DBデータを参照可能な区画 を明示し、許可された者以外無断で立ち入ることが出来ないよう、施錠等の対策を講ずること。 ・ 障害福祉DBデータを物理的に保存している区画 への入退管理を実施すること。入退室の記録を定期的にチェックし、その妥当性を確認すること。記録は利用終了後少なくとも1年は保管すること。

用語の追加（2/2）

データに関する用語の明確化

新	旧（第2回専門委員会版）
第2 用語の定義	第2 用語の定義
14 生成物、最終生成物、中間生成物、副生成物、 障害福祉DBデータ等 本ガイドラインにおいて「生成物」とは、提供された障害福祉DBデータを用いて利用者が生成したものをいう。生成物のうち、最小集計単位等の公表の基準を満たしたものを「最終生成物」といい、それ以外のものを「中間生成物」という。解析中に生成した障害福祉DBデータを含まないSQL等は「副生成物」という。 障害福祉DBデータ、最終生成物及び中間生成物を総称して「障害福祉DBデータ等」という。	17 生成物 本ガイドラインにおいて「生成物」とは、利用者が障害福祉DBデータを用いて生成したものをいう。生成物のうち、最小集計単位等の公表の基準を満たしたものを「最終生成物」といい、それ以外のものを「中間生成物」という。解析中に生成した障害福祉DBデータを含まないSQL等は「副生成物」という。なお「生成物」については、提供者による公表物確認で承認を得たものを除き、取扱者以外に公表することを禁ずる。
第6 障害福祉DBデータ利用上の安全管理措置等 2 安全管理措置	第6 障害福祉DBデータ利用上の安全管理措置等 2 安全管理措置
利用者及び取扱者（委託先を含む）は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、 障害福祉DBデータ等 の利用にあたって以下の安全管理措置を講じなければならない。	提供申出者及び取扱者（外部委託先を含む）は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、 障害福祉DBデータ の利用にあたって以下の安全管理措置を講じなければならない。 ※ 同様の変更多数

提供申出者に関する記載の変更

提供申出者の範囲に関する記載の変更

原則として所属する公的機関又は法人を提供申出者とする旨の変更を反映した。
実際には所属機関からの申出であるにもかかわらず誤って「個人」の欄に記入して申請するケース※を減らすことを目的とした変更であり、法令上認められている個人での提供申出を排除する意図はない。

※ NDBでは一定数発生していたとのこと

新	旧（第2回専門委員会版）
第3 障害福祉DBデータの提供申出手続 3 提供申出者の範囲 障害福祉DBデータの提供申出者の範囲は、以下の機関等とする。 ・・・補助金等を充てて業務を行う個人であっても、原則として所属する公的機関又は法人等を提供申出者としてすること。提供申出者が公的機関又は法人等の場合、1 提供申出者につき常勤の取扱者を1 名以上含むこと。 取扱者が複数の組織に所属を有する場合、原則、研究者として主に所属する組織（例：雇用契約が専任である組織、勤務時間が長い組織、成果物公表の際に所属として記載する組織）を提供申出者としてすること。主に所属する組織を提供申出者としない場合、その理由を提供申出書に記載すること。提供者はその組織に所属することを証明する書類を求めることがある。	第3 障害福祉DBデータの提供申出手続 3 提供申出者の範囲 障害福祉DBデータの提供申出者の範囲は、以下の機関等又は個人とする。 取扱者が複数の組織に所属を有する場合、原則、研究者として主に所属する組織（例：雇用契約が専任である組織、勤務時間が長い組織、成果物公表の際に所属として記載する組織）を提供申出者とする。
第3 障害福祉DBデータの提供申出手続 5 提供申出書の記載事項 （3）提供申出者の情報 【脚注】 提供申出者が個人の場合、氏名、生年月日、住所、職業、所属機関名・部署名・職名、電話番号、E-mailアドレスを記載し、提供申出者の身分証明書等（手続担当者及び代理人の確認書類を参照）の写しを提出すること。ただし、原則として所属する公的機関又は法人等を提供申出者としてすること。	第3 障害福祉DBデータの提供申出手続 5 提供申出書の記載事項 （3）提供申出者の情報 提供申出者が個人の場合、氏名、生年月日、住所、職業、所属機関名・部署名・職名、電話番号及びE-mailアドレスを記載する。提供申出者の身分証明書等（担当者及び代理人の確認書類を参照）の写しを提出すること。

手続に関する変更

データの利用期間および手続の明確化

新	旧（第2回専門委員会版）
第3 障害福祉DBデータの提供申出手続 5 提供申出書の記載事項 （4）研究計画	第3 障害福祉DBデータの提供申出手続 5 提供申出書の記載事項 （4）研究計画
⑧ 障害福祉DBデータの利用期間 障害福祉DBデータを利用する予定の期間を記入すること。利用期間の上限は、原則24ヶ月間とする。 利用終了予定日を超える利用継続を希望する場合、本ガイドライン「第5の5 提供申出書の記載事項等に変更が生じた場合」に記載された延長に係る変更申出を行うこと。なお、利用終了予定日を超えても本ガイドライン「第8 障害福祉DBデータの利用後の措置等」で定められた手続を行わない場合、障害福祉DBデータの不適切利用に該当し、第9の2の別表の②の対象となるので注意すること。	⑧ 障害福祉DBデータの利用期間 障害福祉DBデータを提供者が発送してから、削除するまでの期間を記入する。利用期間の上限は、原則24ヶ月間とする。

注) ガイドライン第9の2の「別表」はP7に掲載している。

倫理審査が不要な場合の明確化

第3 障害福祉DBデータの提供申出手続 6 提供申出書とともに提出する書類 （2）倫理審査に係る書類	第3 障害福祉DBデータの提供申出手続 6 提供申出書とともに提出する書類 （2）倫理審査に係る書類
・ ・ ・ 提供申出者が 公的機関とその委託先のみであって政策活用を目的とする場合、倫理審査委員会の審査は不要である 。倫理審査委員会については、提供申出者が民間事業者等で内部に設置していない場合、大学や研究機関等の外部組織に倫理審査を依頼すること。	・ ・ ・ 提供申出者が民間企業等で内部に倫理委員会を設置していない場合、大学や研究機関等の外部組織に倫理審査を依頼すること。 公的機関（省庁、自治体）の場合は本書類は不要である 。

審査の要否に関する変更

利用期間延長の届出を繰り返す場合の取扱いの変更

利用期間延長については専門委員会の審査を要しない変更としており、旧案では2回目以降の延長についても制限を設けず必要であれば申し出ることとしていたが、新案では延長の届出を繰り返す場合については審査を行う場合があると記載を変更した。

新	旧（第2回専門委員会版）
第5 提供申出／変更申出が承諾された後の手続 5 提供申出書の記載事項等に変更が生じた場合 （1）専門委員会の審査を要しない変更	第5 提供申出／変更申出が承諾された後の手続 5 提供申出書の記載事項等に変更が生じた場合 （1）専門委員会の審査を要しない変更
iv) 障害福祉DBデータの利用期間の延長を希望する時点で解析が終了し、具体的な公表見込みがある（査読の結果待ち等）場合 どのような状況かを具体的に記載し、その状況であることが確認できる書類を添付すること。1回の延長は2年までとする。iv) による届出を繰り返す場合、専門委員会の審査を要する場合がある。 ... <専門委員会での審議を要する例> ... ・抽出条件や解析方法を変更する ・iv) による2回目以降の届出である	iv) 利用期間の延長を希望する時点で、個票を用いた解析が終了し、具体的な公表見込みがある（査読の結果待ち等）場合 どのようなステータスかを具体的に記載し、その状況であることが確認できる書類を添付すること。1回の延長は2年までとし、必要な場合は再度申し出ること。 ... <専門委員会での審議を要する例> ... ・抽出条件や解析方法を変更する

NDBガイドライン第3版における変更のうち反映しないもの

以下の変更については反映しないこととしてよい。

手数料に関する変更

NDBでは政令改正により手数料体系が変更となったことを反映し、積算方法や減免対象等による記載が大幅に修正されたが、障害福祉DBは介護DBと同様に政令改正前のNDBに倣った手数料体系となっているため、手数料に関する変更は反映しない。

申出者による書類提出タイミングの変更

NDBでは従来提供申出承諾後の提出としていた誓約書と依頼書を、提供申出書と共に提出するよう変更となった。これは、申出受理から提供まで原則7日間とする迅速提供が求められているNDB特有の事情による変更であるため、反映しない。

二次利用ポータル・医療・介護データ等解析基盤（HIC）に関する記載の追加

障害福祉DBでは利用しないシステムに関する記載の追加であるため、反映しない。

- その他の変更について（案）

公表物の満たすべき基準（年齢区分）に関する記載の訂正について（案）

第1回専門委員会において、公表物における年齢区分は原則として5歳階級毎とするが、若年層については審査において必要性が認められれば各歳別等での集計を可能とすることでご了承いただいた。しかし、改めてガイドライン案の記載を確認したところ、各歳別での集計が若年層に限定されていることが読み取れない文言となっていたため、訂正を行いたい。下記の通りの文言で修正してよいか。

新	旧（第2回専門委員会版）
第7 研究成果等の公表 2 公表物の満たすべき基準 （2）年齢区分 ・・・ ただし、18歳前後で児童福祉法と障害者総合支援法とで根拠法が変わるため、次の区分を原則とする。また、20歳未満については、研究の目的に応じ、特に必要と判断される場合には、各歳別や個別の区分での集計を可能とする。	第7 研究成果等の公表 2 公表物の満たすべき基準 （2）年齢区分 ・・・ ただし、18歳前後で児童福祉法と障害者総合支援法とで根拠法が変わるため、次の区分を原則とし、研究内容に応じて、各歳別や個別の区分を可能とする。

(参考) 第1回専門委員会資料3-2より抜粋

(論点4：研究成果等の公表について)

論点4-5：年齢区分

- 障害福祉DBにおける年齢区分については、障害児と障害者が18歳未満、18歳以上で分かれるため、5歳ごとの階級区分とは整合していないが、原則的に、以下のガイドライン案で設定している区分を適用することとしてよい。
- 若年層は各年齢別の集計が必要になる場合が想定されるため、各歳別等の提供を可能とし、個別審査で提供の可否を判断することとしてよい。

障害福祉DBガイドライン(案)

第7 研究成果等の公表
2 公表物の満たすべき基準

(2) 年齢区分

原則として、公表される研究の成果物において年齢区分が、5歳毎にグルーピングして集計されていること。
100歳以上については、同一のグループとすること。

ただし、18歳前後で児童福祉法と障害者総合支援法とで根拠法が変わるため、次の区分を原則とし、研究内容に応じて、各歳別や個別の区分を可能とする。

障害児：

0～4、5～9、10～14、15～17歳

障害者：

18～19、20～24、25～29、30～34、35～39、40～44、45～49、50～54、55～59、60～64、65～69、70～74、75～79、80～84、85～89、90～94、95～99、100歳以上

20歳以上については他の公的DBガイドラインを踏襲する。
障害福祉DBでは18歳前後で根拠法が異なることを踏まえ、15～19歳を15～17歳、18～19歳の2区分とする。

若年層の各歳別集計が必要になる背景について

若年層(20歳未満)では成長過程にあり、5歳階級では区分が大きく、障害児の状況を適切に考慮できない可能性がある。
例えば、小学校の特別支援学級に通う障害児を研究対象として、障害児支援の効果検証を行う際に、5～9歳、10～14歳の2区分では階級が不足していると考えられる。また、年齢によって利用できるサービスが異なるため、適切にサービス利用状況を捉えるためにも階級区分を詳細にする必要がある。
そのため、第三者提供にあたっては、障害児支援の観点から、各歳別の違いに着目したきめ細かい分析が可能となるように制度設計をしておくことが望ましいと考えられる。

NDBガイドライン

ただし、20歳未満については、研究の目的に応じ、特に必要と判断される場合には、各歳別を可能とする。

介護DBガイドライン

(20歳未満に関する記載はない)

受付可能な提供申出書等の媒体・形式に関する記載について（案）

提供申出書等の受付に関する記載について、第2回専門委員会において、いただいたご指摘を踏まえ、下記の通り修正してよいか。

新	旧（第2回専門委員会版）
第3 研究成果等の公表 7 提供申出書等の受付及び提出方法	第3 研究成果等の公表 7 提供申出書等の受付及び提出方法
なお、提供に関するホームページについては、障害者及び障害児のアクセシビリティに十分配慮するものとする。また、提供申出書の 媒体及びファイル形式は 、障害者及び障害児が作成しやすいものを受付けるよう考慮する。	なお、提供に関するホームページについては、障害者及び障害児のアクセシビリティに十分配慮するものとする。また、提供申出書の 媒体は 、 <u>障害者及び障害児が作成しやすいものを受付けるよう考慮する。</u>

提供申出書等の受付に関して、当事者団体より、障害者及び障害児が作成しやすい媒体（例えばテキストファイル）でも受け付け可能としてほしい旨のご意見を受け、ガイドライン（案）第3の7に「また、提供申出書の媒体は、…」の一文を追記した（上記下線部）。

これに対し、第2回専門委員会において、「『媒体』はフロッピーディスクやCD-ROMなどを指す場合が多いのではないかと」として、用語が適切か確認を求めるとご意見をいただいた。

ガイドライン（案）においては、「媒体」はデータ提供の際の「記録媒体」（フロッピーディスクやCD-ROM）を指している場合がほとんどであったこと、また、当事者団体からのご意見の中で、例としてテキストファイルが挙げられていたことを踏まえ、「媒体」を「媒体及びファイル形式」とするのが適当と考えられる。

(参考) 第2回専門委員会資料1-2より抜粋

ガイドライン案に対するご意見

ガイドライン案に対しては、主に個人特定性への懸念、障害者及び障害児の提供申出のアクセシビリティについてご意見をいただいた。

当事者団体からのご意見（概要）	対応方針案
人口規模の小さい市町村や、障害の程度や疾患の条件により、対象集団の人数が少ない場合には、ガイドライン案で定められた公表物の基準で、個人特定を回避できるのか懸念が残る。 (社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会、一般社団法人日本難病・疾病団体協議会)	ガイドライン案では、少数の集団に着目して細かい集計値を公表されることがないように配慮し、申出時・公表前に確認をする旨の記載があり、この方針に則り、個別審査にて精査する。 ガイドラインに、次の文言を追加する（P6を参照）。 ・「情報の利活用に際しては、個人識別が可能となる情報を公表しないよう厳格に取り扱うものとする。」
ガイドラインに対して、次の内容の追記をお願いする。 ・提供申出に際しては、障害者及び障害児が作成しやすい媒体（例えばテキストファイル）でも受け付ける。 ・提供に関するホームページについては、障害者及び障害児のアクセシビリティに十分配慮するものとする。 (社会福祉法人日本視覚障害者団体連合)	ガイドラインに、次の文言を追加する（P7を参照）。 ・「なお、提供に関するホームページについては、障害者及び障害児のアクセシビリティに十分配慮するものとする。また、提供申出書の媒体は、障害者及び障害児が作成しやすいものを受け付けるよう考慮する。」
提供対象データまたは公表内容に該当者数の少ない疾病・障害に関する情報が含まれる場合などには、当該疾病・障害の当事者団体にも意見聴取するといった対応が必要ではないか。 (一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会)	関連する団体への公表物確認に際して都度意見照会を行うことは困難であるが、公表に際しては、ガイドライン案に記載されている、少数の集団に着目して細かい集計値を公表されることがないように配慮し、申出時・公表前に確認をする旨の方針に則り、個別審査にて精査する。 ガイドラインに、次の文言を追加する（P6を参照）。 ・「情報の利活用に際しては、個人識別が可能となる情報を公表しないよう厳格に取り扱うものとする。」

第2回専門委員会で いただいたご意見要旨：

「媒体」はフロッピーディスクやCD-ROMなどを指す場合が多い。テキストファイルも含むのであれば、「媒体及び形式」という表現の方が良いのではないかと。

5

出所：第2回 匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会（2025.2.27、https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_52855.html）

資料1-2「障害福祉DBの利用に関するガイドライン（案）に係る当事者団体の意見について」（<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001420439.pdf>）

「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会（第2回）議事録」（<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001456155.pdf>）